障第８１号
令和２年４月８日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者　　様
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
（岐阜市所管の施設等は除く。）

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に関連する要望調査について

平素より、県の障害福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
この度、政府にて「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が定められ、これに伴い「令和２年度厚生労働省補正予算（案)」が示されたところです。
ついては、下記事業に関する要望調査を行いますので、期限が非常に短く大変申し訳ございませんが、要望がある場合は下記担当あて、令和２年４月９日（木）午後４時までにメールにて回答いただきますようお願いします
なお、当該要望調査の結果に基づき、今後当課として予算要求の必要性等を検討してまいります。そのため、現時点では県予算が確定しておりませんので、ご注意願います。

記

１　要望調査事業・回答方法等

※　国から詳細の事業内容が示されておらず、今後、事業内容に変更が生じる可能性がありますのでご留意ください。

（１）障害者支援施設等の居室における簡易陰圧装置及び換気設備整備について

〇事 業 名：障害者支援施設等における簡易陰圧装置及び換気設備整備事業
〇内　　容：障害者支援施設等の居室において「簡易陰圧装置及び換気設備」を設置する費用について補助
〇対　　象：障害者支援施設等（※岐阜市所管の施設等は除きます。）
〇事 業 費：補助率　国２／３、県１／３
〇回答内容：要望がある場合は、令和２年４月９日（木）午後４時までに、「別紙１　障害者支援施設等における簡易陰圧装置及び換気設備整備事業」を、提出先メールアドレスに送付してください。

※提出先メールアドレス：c11226@pref.gifu.lg.jp
※事業を要望しない場合は回答不要です。
※要望を検討するものの、上記提出期限に間に合わない場合は、下記担当まで電話にて相談ください。

（２）障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援事業の実施について

（ア）事業内容

就労系障害福祉サービスにおけるテレワーク支援については、感染症拡大防止の観点から、在宅就労を推進するために、就労系障害福祉サービス事業所におけるテレワークのシステム導入経費等を補助することに加え、「導入に向けた個別コンサルティング」や「在宅での作業受注に係る営業活動」に係る経費への補助なども追加します。また、発達障害児・者の支援としても、専用ＶＲ機器等を活用したソーシャルスキルトレーニングの学習を推進するなど、多様な支援が可能となるようなパッケージ支援として実施します。

（イ）対象事業所（※岐阜市所管の事業所等は除きます。）、対象経費

①　就労移行支援事業者、就労継続支援Ａ型事業者、就労継続支援Ｂ型事業者
以下の在宅就労の実施に必要なものに限る。
タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア、クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティー対策、導入に向けた個別コンサルティング、在宅での作業受注に係る営業活動費　など

②　発達障害児・者の支援事業所（児童発達支援、放課後等デイサービス、就労移行支援、就労継続支援事業所）
以下の専用VR機器等を活用したソーシャルスキルトレーニングの学習の実施に必要なものに限る。
ソーシャルスキルトレーニングの学習用のＶＲ機器、ソフトウェア、保守・サポート費など

（ウ）補助率

１／２（予定）
※対象経費に係る自己負担（１／２）が生じます。
※補助率は、予算状況により変動する場合があります。

（エ）提出書類及び提出期限

令和２年４月９日（木）午後４時までに、「別紙２　障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援事業調査票」を電子媒体にて提出先メールアドレスに送付してください。
〇提出先メールアドレス：c11226@pref.gifu.lg.jp
※事業を実施しない場合は回答不要です。
※交付を希望するが上記提出期限に間に合わない場合は、下記担当まで相談してください。

（３）障害者支援施設等の多床室の個室化に要する改修工事について

○事 業 名：社会福祉施設等施設整備費補助金
○内　　容：障害者支援施設等が多床室の個室化に要する改修費用について補助
○対　　象：障害者支援施設等（※岐阜市所管施設等は除きます）
○事 業 費：補助率　国 2/4、県 1/4、事業者 1/4
　　　　　　基準額　補助対象事業費が 100 万円以上の改修工事
○回答内容：要望のある場合は、令和２年４月９日（木）午後４時までに「別紙３」をメールにて下記担当あて送付
　（協議書類提出期限：4/22（水））
　※提出先メールアドレス：c11226@pref.gifu.lg.jp
　※事業を要望しない場合は回答不要です。

（４）障害福祉分野におけるロボット等導入支援について

○事 業 名：障害福祉分野におけるロボット等導入支援（仮）
○内　　容：障害者支援施設等が導入するロボット等の導入費用について補助
　（対象機器等は現時点で不明ですが、原則として経済産業省「ロボット介護機器開発・導入促進事業製品化機器一覧」掲載製品と見込まれます）
○対　　象：障害者支援施設等（※岐阜市所管施設等は除きます）
○事 業 費：補助率　10/10（ただし、１機器当たり上限 30 万円）
○回答内容：要望のある場合は、令和２年４月９日（木）午後４時までに、「別紙４」をメールにて下記担当あて送付
　※提出先メールアドレス：c11226@pref.gifu.lg.jp
　※事業を要望しない場合は回答不要です。

【回答先：担当者】

（１）簡易陰圧装置及び換気設備整備に関すること			
所　属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係　長	奥　村	担　当	森
電　話	058-272-8302（直通）		
ＦＡＸ	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		

（２）障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援事業に関すること			
所　属	岐阜県健康福祉部障害福祉課社会参加推進係		
係　長	丸　山	担　当	横　関
電　話	058-272-8309（直通）		
ＦＡＸ	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		

（３）障害者支援施設等の多床室の個室化に要する改修工事に関すること			
（４）障害福祉分野におけるロボット等導入支援に関すること			
所　属	岐阜県健康福祉部障害福祉課施設整備係		
係　長	藤　田	担　当	鷲　見
電　話	058-272-8314（直通）		
ＦＡＸ	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		